

## 自動車フロン券制度終了について

平成17年1月1日の自動車リサイクル法の施行に伴い、フロン回収破壊法のカーエアコンに係る部分については、自動車リサイクル法に引き継がれ使用済自動車全体として一体的に取り扱われることから、「自動車フロン券」の発行は、平成16年12月31日をもって終了となりました。平成17年1月1日以降は、「自動車フロン券」での使用済自動車の引き取りはできなくなりました。

つきましては、下記を参考に業務を行って頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1) 未使用フロン券のリサイクル料金への充当について

- 最終的に未使用となった自動車フロン券の額面金額について、自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に充当できる仕組みを用意しています。
- 具体的には自動車リサイクル法上では、既販車（平成16年12月31日までに登録・届出をした自動車）については継続検査時（構造等変更検査時、中古新規登録時を含む）及び廃棄時にリサイクル料金を預託する仕組みになっていますが、これらについてあらかじめ申請をしておくことによって、リサイクル料金を預託する際に未使用の自動車フロン券の額面金額を差し引いた金額を預託することが可能となります。

##### (1) リサイクル料金への充当が可能な自動車フロン券

- （財）自動車リサイクル促進センター発行の自動車フロン券であること。
- お支払い場所の受領印（コンビニエンス・ストアのストアスタンプまたは郵便局の日付印）があること。
- 自動車フロン券本票と廃棄者控が切り離されていない券であること。
- 著しい破損、汚損がなく、バーコードが読み取れる券であること。
- 未使用の自動車フロン券であり、自動車フロン類管理書に未貼付の券であること。

##### (2) 充当の申請対象となる車両

- 平成16年12月31日までにすでに販売されており、リサイクル料金が未預託の自動車。

##### (3) 申請の受付期間

- 申請期間は平成17年1月1日から平成17年6月30日（当日消印有効）までです。

##### (4) リサイクル料金への充当の申請方法

###### ①申請書

- （財）自動車リサイクル促進センターのホームページ  
(<http://www.jarc.or.jp>) 等から印刷してご利用下さい。

###### ②申請書の記入及び必要な書類等

- 申請書は1台につき1枚で申請し、「申請書と記入要領」に従って記入してください。
- 所定枚数の自動車フロン券を申請書に貼付して下さい。自動車フロン券は1台につき、自動車（バスを除く）は1枚、小型バス（長さ7m未満）は2枚、大型バス（長さ7m以上）は4枚が必要です。
- 申請する車両の車検証のコピーを申請書に添付して申請して下さい。

- ・申請する車両が複数台数であり、同一の封筒で郵送される場合は、車両ごとに申請書、自動車フロン券、車検証のコピーをセットにして（クリップ等でとめるなどして）お送り頂きますようお願い致します。

### ③申請書及び添付書類の郵送・受付

- ・申請書及び添付書類を、下記の自動車フロン券事務センターに郵送して下さい。
- ・申請の受付は平成17年1月1日から平成17年6月30日（当日消印有効）までです。
- ・申請された自動車フロン券、添付書類等は特別な場合を除き返却されません。
- ・申請書の郵送先及び本件に係わるお問い合わせは、下記の自動車フロン券事務センターにしてください。

**『自動車フロン券 事務センター』**  
**〒115-8799 東京都北区赤羽郵便局留**  
**電話 03-5532-1461 (平日のみ／9:00～17:00)**

### 2) フロン類年次報告について

・フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者であって、自動車リサイクル法のフロン回収業者に自動的に移行した事業者は、自動車リサイクル法の施行（平成17年1月1日）以降であっても、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡されフロン回収破壊法の仕組みに従って回収されるフロン類に関しては、自動車フロン類管理書の保管や記録の保存とともに、フロン回収破壊法上の年次報告が必要となります。

このため、自動車リサイクル法上の年次報告（平成17年1月から3月末分）を平成17年4月末までに電子マニフェスト制度により行う必要があるとともに、フロン回収破壊法の年次報告（平成16年度分）についても平成17年6月末までに各都道府県・政令都市に行う必要があります。

・平成17年4月以降にフロン回収破壊法の対象となるカーエアコン付使用済自動車（平成16年12月31日までに引き取られた使用済自動車）及びフロン類の取扱いがある場合には、さらに翌年（平成18年春）以降もフロン回収破壊法の報告が必要となります。

### 中小企業組合まつりが開催されました

『知恵と勇気で活力を出そう』をテーマに、中小企業組合活動をPRすることと中小企業相互の理解を深め、連携活動の機会を図ることを目的に「中小企業組合まつり」が開催されました。

当組合も自動車使用者の保守管理責任意識の高揚と点検整備の必要性を呼び掛けるため、標記組合まつりに参加しました。

その概要は、次の通りでした。

1. 日 時 平成16年3月20日（日）9:00～16:00
2. 場 所 山梨県産業展示交流館 アイメッセ山梨（甲府市大津町）
3. 主な活動内容
  - 1) 第2駐車場にてAMS山梨青年部の協力によるマイカー日常点検

- (無料) コーナーの設置
- 2) メイン屋外会場にてAMS山梨青年部の協力によるエアバック展開の実演
  - 3) エンジン、シャシカットモデル、パネル展示等による点検整備のPR活動
  - 4) チラシ配布  
点検整備促進、自動車リサイクル法
  - 4) てんけん君・せいびちゃん(着ぐるみ)による子どもたちとの写真撮影  
(後日、写真と点検整備促進グッズ等の送付)
  - 5) 商品販売、コーヒー・ポップコーン等の販売

### ～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 14,186 件のアクセス件数があります。AMS青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ご希望の事業場につきましては、下記電話番号へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

**TEL 055-262-4422** (指導課 担当 : 山下・輿石・飯島)

### 平成17年度「自動車整備士技能検定試験」 「自動車整備技能登録試験」実施のお知らせ

平成17年度標記試験が実施されます。  
詳細は教育課までお問合せ下さい。

第 1 回	
《検定試験》	《登録試験》
二級ガソリン自動車 三級自動車シャシ 三級自動車ジーゼル・エンジン	二級ガソリン自動車 二級ジーゼル自動車 二級2輪自動車 三級自動車シャシ 三級自動車ガソリン・エンジン 三級自動車ジーゼル・エンジン 自動車車体
受付期間 17.5.9(月)~5.20(金) 学科試験日 17.7.20(水)	受付期間 17.8.1(月)~8.5(金) 学科試験日 17.10.2(日)
第 2 回	

一級小型自動車	一級小型自動車 二級ガソリン自動車 二級ジーゼル自動車 二級シャシ自動車 三級自動車シャシ 三級自動車ガソリン・エンジン 三級自動車ジーゼル・エンジン 三級2輪自動車 自動車電気装置 自動車車体
受付期間 17.10.11(火)~10.21(金)	受付期間 18.1.23(月)~1.27(金)
筆記試験日 17.11.30(水)	筆記試験日 18.3.26(日)
口述試験日 18.1.15(日)	口述試験日 18.5.14(日)

### 第104期技術講習所修了状況について

第104期技術講習所は、17年3月10日閉講（開講16年10月14日）しました。

その種目別の修了状況は、次のとおりありました。

種 目	受 講 者	受講中止者	修 了 者
二級ガソリン	15	1	14
三級ガソリン	21	1	20

### 平成16年度第2回自動車整備技能登録試験が実施されました

標記登録試験が、3月20日（日）振興会研修センターにおいて次表のとおり実施されました。

種 類	申請者数	受験者数	合格率(%) ( )内は104期修了者合格率
一級小型自動車	29	4	13.0%
二級ガソリン	155	82	52.9% (43%)
二級ジーゼル	65	41	63.0%
三級シャシ	2	1	50.0%
三級ガソリン	73	40	55.0% (74%)
自動車車体	1	0	0.0%

### 平成17年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますので、お知らせします。

## 記

1. 受付期間 平成17年5月16日(月)～5月20日(金)
2. 教習日程 平成17年7月初旬予定
3. 試問日 平成17年7月12日(火)予定
4. 教習を受けられる資格  
整備主任者に選任され、且つ、試問日前日までに1年以上の実務経験を有する者であって、直近の整備主任者研修(法令)を受講していることと、次の各号に該当する者。  
  - ①指定工場の事業場に従事している者
  - ②指定整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
  - ③上記の内②に勤務を予定している者
5. 教習会場 整備振興会内
6. 申込方法 教習受講申請書等は、教育課窓口に用意します。  
(詳細については別途お知らせします)

### 第105期自動車整備技術講習受講生募集案内

募集種目 1級小型(A課程)・2級ガソリン・3級ガソリン  
申込期間 4月1日(金)～4月28日(木)  
講習期間 〈1級小型(A課程)〉  
5月中旬～平成18年3月中旬  
〈2級ガソリン・3級ガソリン〉  
5月中旬～平成9月中旬  
申込方法 教育課窓口に用意してあります受講申込書に必要事項を記入の上お申込み下さい。  
なお、受講生募集案内は、既に各事業場宛に郵送致しました。

### 平成17年度 低圧電気取り扱い特別講習の開催

ハイブリッド車の整備、取り扱いの講習を次により開催しますので、会員・組合員の皆様の参加をお願いします。

申し込み期間 平成17年4月15日(金)～5月15日(日)  
講習日 平成17年5月23日(月)  
講習時間 9:00～17:00  
受講料 5,000円  
講習場所 山梨県自動車整備振興会  
申込書 整備振興会教育課カウンターに用意してあります。